

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名：「外部被ばく線量測定作業」
- (2) 趣旨及び概要：仕様書による。
- (3) 数 量：一式
- (4) 作 業 期 間：2023年 4月 1日 から 2024年 3月 31日
- (5) 作 業 場 所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等
郵便番号：110-0015
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機 関 名：公益財団法人核物質管理センター
担 当 部 署：総務部 契約課
フリガナ：ヨシダ フミオ
担 当 者 名：吉田 文雄
電 話 番 号：03-5816-7765
F A X：03-3834-5265
M a i l：fyoshida@jnmcc.or.jp
- (2) 参加意志確認書の提出期限
2023年 2月 6日(月) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。
- (3) 提出書類(電子メール可)
・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

- (1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。
 - ①成年被後見人
 - ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
 - ③破産者で復権を得ない者
 - ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他のとして使用する者についても、同様とする。)
 - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者
- (2) 2022年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2023年 1月18日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長事務取扱
理事 小林 功

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

公益財団法人核物質管理センター

総務部長事務取扱

理事 小林 功 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

参加意思確認書

2023年1月18日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「外部被ばく線量測定作業」

2. 添付資料

(1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類

(2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類

(3) その他必要な書類

※(2)及び(3)は、公募説明書において提出を求めた書類とする。

所 属

役 職 名

氏 名

電 話 番 号

F A X 番 号

電 子 メ ー ル

資格要件確認書

契約番号		212-401.402		請求元課室		安全施設課				
契約件名		外部被ばく線量測定作業		購買区分		A・ B ・C・D・E				
参加者名				評価の有無		無(有(下記のとおり))				
評価項目		仕様書ページ		確認項目		証明資料		センター記入欄		
								判定	判定理由	判定者
1 業務の実施・ 管理体制等	1.1	P2.5	① 業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な有資格等)が確保されていること。	放射線個人線量測定機関認定証の写し			請求元課室長			
	業務の実施体制		② 必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制			請求元課室長			
	1.2		① 受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書			請求元課室長			
	品質管理及び情報セキュリティ体制		② 情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。	/			請求元課室長			
	1.3		①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)	/			請求元課室長			
	コンプライアンス		②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)	/			請求元課室長			
	2		2.1	放射線個人線量測定機関認定を受けた事業者であること。	放射線個人線量測定機関認定証の写し			請求元課室長		
技術確認事項	技術能力の確認									
	2.2						請求元課室長			
	技術設備の確認									
	2.3						請求元課室長			
	物品性能の確認									
2.4							請求元課室長			
物品の実績の確認										
2.5								請求元課室長		
注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約当事者に提出すること。										

外部被ばく線量測定作業
仕様書

2023年度

公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名.....	1
2. 目的及び概要.....	1
3. 作業期間.....	1
4. 作業内容.....	1
5. 作業に必要な資格.....	2
6. 提出書類.....	2
7. 検収条件.....	3
8. 契約不適合責任.....	3
9. 適用法規・規程等.....	3
10. 特記事項.....	3

1. 件名

外部被ばく線量測定作業

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター東海保障措置センター（以下「センター」という。）の放射線業務従事者が作業において使用した個人被ばく線量計の測定作業を受注者に請け負わせるための仕様について定めたものである。

受注者は、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において本作業を実施するものとする。

3. 作業期間

2023年4月1日から2024年3月31日まで

4. 作業内容

受注者は、センターの放射線業務従事者が作業に使用した個人被ばく線量計（中性子広範囲用ガラスバッジ、ガラスリング）について、測定及び線量評価（実効線量及び等価線量）を行い、その結果を報告書にまとめて提出期限内にセンター安全施設課へ報告を行うものとする。なお、中性子広範囲用ガラスバッジ及びガラスリングは、毎月センター安全施設課からの指示書に基づき、線量測定等を行うものとする。

(1) 測定対象個人被ばく線量計及び測定数

1) 中性子広範囲用ガラスバッジ（NS型）：73個/月（876個/年）

内訳 1号交付金※：31個、2号交付金※：42個

※：ガラスバッジに表示

2) ガラスリング（JQ型）：14個/月（168個/年）

(2) 個人被ばく線量計の測定方法

個人被ばく線量計の測定方法については、公益財団法人日本適合性認定協会による「放射線個人線量測定試験分野」の認定を受けた基準及び測定方法で行うこと。

(3) 線量評価

個人被ばく線量計の測定結果より、実効線量及び等価線量（水晶体、皮膚）について線量評価を行うものとする。詳細については作業前にセンター安全施設課と調整を行うものとする。

(4) 評価結果の報告

1) センターから受注者への個人被ばく線量計の引渡し日は、原則毎月10日までに行うこととする。受注者は、個人被ばく線量計を受取り後速やかに測定を行い、評価結果を報告書にまとめて毎月個人被ばく線量計引渡し後、14日以内に「個人線量算定値報告書」と「個人線量測定値報告書」に分けて報告すること。「個人線量算定値報告書」には、実効線量（月、年度累積値）、等価線量（水晶体、皮膚）（月、年度累積値）を記載し、「個人線量測定値報告書」には、1cm線量当量（X・γ線、中性子）、70μm線量当量（X・γ線、β線）を記載すること。

2) 報告書への記載内容は以下の項目を含むものとする。

No.	報告項目	ガラスバッジ	ガラスリング
1	事業所名	○	○
2	算定日	○	○
3	測定日	○	○
4	氏名及びコード	○	○
5	性別	○	○
6	部位	○	○
7	使用期間	○	○
8	実効線量	○	
9	累積線量	○	○
10	等価線量	○ (水晶体、皮膚)	○ (皮膚)
11	整理番号	○	○

3) 評価結果の単位は、ミリシーベルト (mSv) で記載すること。

4) 実効線量又は等価線量の評価結果が1ミリシーベルト以上であった場合は、直ちにセンター安全施設課へ連絡すること。

5) センターが受注者に対し「マティ申請書」を提出した場合は、腹部表面の線量及び妊娠期間中の累計線量も報告すること。

(5) 緊急時における線量計の測定及び線量評価

1) センターが受注者に対し緊急で線量計の測定を依頼した場合は、受注者は線量計を受取り後、X・γ線及びβ線は24時間以内、中性子線は48時間以内に報告できる体制を整えておくこと。

2) 個人被ばく線量について、累計線量調査を依頼した場合対応出来る体制を整えておくこと。

5. 作業に必要な資格

放射線個人線量測定機関認定を受けた事業者であること。

6. 提出書類

No.	書類名	提出時期	部数
1	放射線個人線量測定機関認定証の写し	業務開始前までに	1部
2	組織体制	業務開始前及び変更の都度速やかに	1部
3	品質保証計画書	〃	1部
4	議事録	協議実施後速やかに	1部
5	個人線量算定値報告書	線量計受取り後14日以内	1部
6	個人線量測定値報告書	〃	1部
7	終了届・検査調書	測定実施後速やかに	1部

(提出場所) センター安全施設課

7. 検収条件

「6. 提出書類」の確認及び本仕様書の通りに作業が実施されたとセンターが認めたときをもって検収とする。

8. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1) の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

9. 適用法規・規程等

- (1) 電離放射線障害防止規則
- (2) その他関係法規、規格、基準

10. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンター安全施設課と協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかにセンター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「9. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報をセンターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、または無償で提供することはできない。

以 上